

【平成26年8月以降】



和歌山県ひとり親家庭日常生活支援事業について

～対象家庭の皆さんへ～



母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、急な病気の時など日常生活を営むことが難しい場合に「家庭生活支援員」を派遣し、一時的に生活援助や子育て支援を行う事業です。

派遣のための理由

- ・就職活動や、就業に向けての技能習得のための通学など
- ・病気、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、出張、学校行事等への参加など
- ・その他生活環境等が激変し日常生活に大きな支障が生じた場合

支援の内容

- ・子どもの保育
- ・食事の世話
- ・住居の掃除
- ・身の回りの世話
- ・生活必需品等の買物
- ・医療機関等との連絡
- ・その他必要な用務

※この事業は、一時的な支援を目的としています。お一人が利用できる日数は、1年間（4月～翌年3月）で、10日程度です。同一の派遣理由で長期的に継続して利用される場合や、一時的な支援の範囲を超えると判断された場合は、派遣できないことがあります。

利用方法

＜利用登録＞

利用するためには、お住まいの市町村役場又は振興局で事前に登録が必要です。

（添付書類：住民票、所得証明書等。詳しくは役場又は振興局にお問い合わせください。）

＜生活援助＞あなたのご自宅での支援です。

- ①（公社）和歌山県母子寡婦福祉連合会へ「日常生活支援要請書」を提出してください。（FAX可）
〒641-0021 和歌山市和歌浦東三丁目6-46
TEL：073-444-0376 FAX：073-444-0488
- ②（公社）和歌山県母子寡婦福祉連合会において派遣する支援員を調整します。
支援員が決定しましたら、和歌山県母子寡婦福祉連合会から、あなたに支援員名をご連絡します。
また、支援員等が調整できなかった場合には、お断りのご連絡をすることがあります。

＜子育て支援＞支援員の自宅等での支援です。

- ①県庁子ども未来課へ「日常生活支援要請書」を提出してください。（FAX可）
〒640-8585和歌山市小松原通1-1
TEL：073-441-2493 FAX：073-441-2491

②支援地域区分（支援団体別）

- ・紀北地域（橋本）～紀中地域（御坊）までの地域

「NPO法人WACわかやま」において派遣する支援員を調整します。

支援員が決定しましたら、県庁子ども未来課から、あなたに支援員名をご連絡します。

- ・田辺市以南の地域

「（公社）和歌山県母子寡婦福祉連合会」から支援員を派遣します。

なお、支援場所は、支援者（支援員）の自宅のみとなります。

支援員が決定しましたら、和歌山県母子寡婦福祉連合会から、あなたに支援員名をご連絡します。

また、支援員等が調整できなかった場合には、お断りのご連絡をすることがあります。

※ 生活援助については、訪問介護員有資格者または一定の研修を修了した者、子育て支援については、保育士の有資格者または一定の研修を修了した者が派遣されます。

「日常生活支援要請書」の記入にあたって

○生活援助は最低1時間以上、子育て支援は最低2時間以上の利用を基本としますので、当該時間数以上の要請をお願いします。

また、利用時間は時間単位で記入してください。

○日常生活支援要請書の利用の理由については、具体的な理由を（ ）に記入してください。

（例：「ホームヘルパー養成講座受講のため」「長男の授業参観に出席のため」等）

- ・利用を終了した時は、その都度、支援員が持参した「利用確認書」に記載されている利用時間等を確認のうえ、署名・押印をお願いします。
- ・利用者負担額がある場合は、県庁子ども未来課から、あなたの家に納付書を送ります。お近くの金融機関で納付してください。

利 用 料 金

| ◆利用料金◆ 利用者の区分 | 利用者負担額（1時間あたり） | |
|---------------------|----------------|-------|
| | 生活援助 | 子育て支援 |
| 生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯 | 0円 | 0円 |
| 児童扶養手当受給世帯 | 150円 | 70円 |
| 上記以外の世帯 | 300円 | 150円 |

委 託 団 体 （平成26年度）

<生活援助>（公社）和歌山県母子寡婦福祉連合会

<子育て支援> NPO法人WACわかやま

その他留意事項

○食事時間をはさんで保育を利用する際は、利用者側で児童の食事を準備してください。（支援員の自宅や受講施設等における保育を利用する場合も、お弁当を持たせてください。）

○保育を利用する際は、上記のほか、場所や時間により必要に応じて、飲み物やおやつ、着替え、タオルケット、保険証等をご用意ください。

○今年の8月1日以前に利用登録をした方が、支援を要請する場合は、下記のいずれかの書類と日常生活支援要請書を一緒に提出してください。（8月1日以降の第一回目要請時のみ提出）

- ①市町村民税非課税世帯の場合は、利用者及び生計が同じ世帯の方の**非課税証明書**
- ②生活保護世帯の場合は、**その事実を証明するもの**
- ③非課税世帯でも生活保護世帯でもなく児童扶養手当を受給している場合は、**児童扶養手当証書の写し**
- ④非課税世帯・生活保護世帯・児童扶養手当受給者のいずれでもない場合は、利用者及び生計が同じ世帯の方（生計を主として維持する人）の**所得証明書**

○この事業は、県の予算の範囲内で、支援員の協力をいただいで実施しています。その年度の利用者が多く予算を超過する恐れがある場合や、登録支援員の中で都合の合う人がいない場合等は、ご利用いただけませんので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先

県庁子ども未来課 家庭福祉班

〒640-8585 和歌山市小松原通り1-1

電話：073-441-2493（直通） F A X：073-441-2491

※時間 9:00-17:45（土・日・祝日及び12月27日～1月4日を除く）